

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	齋宮歴史博物館条例	公布日	平成元年3月29日
条例番号	平成元年三重県条例第6号	直近改正日	平成15年3月17日
所管部局課	教育委員会事務局社会教育・文化財保護課	電話番号	059-224-3322
条例の概要	博物館法第18条の規定に基づき、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、齋宮歴史博物館の設置に関し必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	博物館法で条例制定が定められている。また、国史跡の齋宮跡は現在も発掘中であり、施設の持つ役割及び意義は大きい。条例制定目的は今後も変わらない。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	史跡発掘により、新たな学術成果や文化の発展及び県民教育が期待できることから、今後も公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	博物館法により、条例で定めることが義務付けられている。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	博物館法第18条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	生涯学習の振興(地域と連携した社会教育の推進: 施策26202)に合致する。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	博物館法により、条例で定めることが義務付けられており、条例の一部でも廃止した場合には法令の規定に反するおそれがある。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	博物館法により、条例で定めることが義務付けられており、条例の一部でも廃止した場合には法令の規定に反するおそれがある。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	誰もが利用できる施設であり、広く県民に効果が及ぶ。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	利用料の徴収対象は適切である。
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考える。	無	無